

埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化）推進連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 農林漁業者等の6次産業化を含む農山漁村発イノベーションの取組を推進するため、埼玉県内の関係機関で構成する埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化）推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を含む農山漁村発イノベーション（6次産業化）を推進するための戦略として、「農山漁村発イノベーション（6次産業化）を促進するための指針」を定める。

- (1) 農業及び農山漁村発イノベーション（6次産業化）についての現状と課題
- (2) 農山漁村発イノベーション（6次産業化）の取組方針
- (3) 農山漁村発イノベーション（6次産業化）推進の成果目標
- (4) 本県の特徴を生かした重点的に活用を図るべき地域資源及び当該地域資源を活用した商品の開発及び販路開拓等の方向性
- (5) 農山漁村発イノベーション（6次産業化）事業体の将来像
- (6) 農山漁村発イノベーション（6次産業化）に取り組む農業者を支援する施策
- (7) 国等の支援施策の活用
- (8) 指針の効果検証及び見直しに関する取組
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか農山漁村発イノベーション（6次産業化）を推進するために必要な事項

2 前項のほか、連絡会議は、農山漁村発イノベーション（6次産業化）の推進に必要な事項について情報を共有し、その取組について検討する。

（構成）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関及び団体の職にある者をもって構成する。

2 議長は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課を所管する農林部副部長を、副議長は埼玉県農林部農業ビジネス支援課長をもって充てる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 連絡会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。